

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和元年6月4日

静岡県収用委員会

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定によって送達すべき次の書類は、当委員会事務局に保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和元年6月25日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

1 事件名

平成30年度第2号及び同第2号の2事件

一般国道138号改築工事（須走道路及び御殿場バイパス）（静岡県駿東郡小山町須走字西沢地内から御殿場市仁杉字上ノ山地内まで）

2 送達書類の名称

上記事件に係る令和元年5月29日付け権利取得及び明渡しの裁決書の正本

3 通知を受けるべき者

不明。ただし、土地登記記録権利部（甲区）記載の所有者 横浜市中区山手町32番地 渡邊耐三 又はその相続人